

年金請求書の手続漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒(A4サイズ)をお届けしています。制度の開始は、平成29年8月1日(最も早い年金のお支払いは平成29年10月)です。まだ、請求手続をされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を!ご予約の上、年金事務所にて手続を行ってください。

年金だより

お問い合わせ先
町民課
本庁 TEL 55-2314
西庁 TEL 62-2313

黄色の封筒



が届いた方は

年金を受け取れます。



今すぐ

予約のお電話を!



「年金ダイヤル」

0570-05-1165

(いい老後)

月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30~19:00

火~金曜日 / 8:30~17:15 第2土曜日 / 9:30~16:00

◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

国民年金保険料の納付が難しいときは

~全額免除・一部免除、猶予~ の制度があります

所得が少ないなど、国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請手続きによって納付が『全額免除・一部免除(一部納付)』または『猶予』される制度があります。

『免除』や『猶予』の年度は7月から翌年6月までで、平成29年度分は平成29年7月から申請できます。

- ◎ 1枚の申請書で申請できるのは7月から翌年6月までの1年度分ですので、複数年度の申請を希望される場合は年度毎に申請書の提出が必要です。
- ◎ 保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間(25年間)には算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料免除は保険料を納めた時に比べて2分の1(平成21年3月までの免除期間は3分の1)になります。
※ 納付猶予になった期間は年金額には反映しません。
- ◎ 受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める(追納する)必要があります。

詳細については、高知西年金事務所までお問い合わせください



088-875-1717